

篠栗町再生可能エネルギー設備の適正な設置に関する条例及び同条例施行規則(案)制定に関するパブリックコメント実施結果

1. 意見募集期間 令和8年4月1日～令和8年4月30日

2. 意見件数 1件

意見内容	回答
<p>1～2 年ほど前に、お金をかけて自然エネルギーがどれだけ篠栗町として脱炭素効果があるか試算して、ほとんど意味がない数値が出ているので自然や田畑の無用な破壊を行うのは断固反対いたします。</p> <p>利権で開発を行ったり、脱炭素ポーズでいい格好をし貴重な町財を切り崩すようなことは絶対に反対です。</p> <p>北瀬戸小学校前の広大な田んぼが破壊されただけでも、篠栗町としての食料自給率が減少したと考えたら大変な損害となります。</p> <p>更なる自然破壊をするのであれば最大の抗議をします。</p> <p>現在のオイルショックで、日々とんでもない石油とその加工材料に支えられているのか理解できたと思います。</p> <p>生命活動には現在の人類には石油製品は切っても切れないものです、そして、脱炭素政策は国力の低下への仕掛けられたワナだということは明白です。</p> <p>あと付け加えるのであれば、世界でも国面積に対する太陽光パネル率は世界トップクラスの設置料です。まだパネルが必要ですか？</p> <p>そして、中国製でいつでも太陽光パネルインフラをオフにしたりオーバーロードさせることもできる仕組みを組み込んでいるという話もあり諸外国でその証拠も出ています。</p> <p>日本がCO2 排出を0にしたとて、地球への影響はほぼ0です。</p> <p>(意見募集内容と異なる内容の為、以下省略)</p>	<p>本町は、町土の 7 割が森林で平野部でも田畑が広がる自然豊かな町であります。このかけがえのない自然を守り、また町民皆様の生活環境を守る為、設置可能な場所、不可能な場所そして地域住民との協議により設置を決める場所を条例で明確に分けています。今回の条例案については、保安林や土砂災害警戒区域を保全区域として設置不可としています。また制定後、この保全区域を拡大していくことも考えていきます。逆に設置可能な場所は、主に住宅や工業関連の市街化区域を促進区域としています。このように本町の現状に沿った再生可能エネルギー施設の秩序ある設置を促し、森林等の自然を破壊することがないように、また住民の方の生活環境の保護を行えるように明確にルール付けした条例を制定しようと考えています。</p>